

白石・福富・有明 3 町合併協議会 協議事項調整内容




協議第 1 2 号

( 第 2 回協議会 [平成15年11月17日] ) 提出

( 第 2 回協議会 [平成15年11月17日] ) 確認

協定項目	慣行の取扱い
調整の内容	1. 町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定する。 2. 宣言及び表彰については、新町において調整する。 3. 名誉町民制度については、新町において制定する。ただし、名誉町民については、各町の待遇及び特典等について経過措置を設ける。

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	町章・町民憲章・町花・町木・町歌等・シンボルマークについて No.1
------	--------	------	------------------------------------

調整内容	調整の具体的内容	1. 町章、町民憲章については、合併後に新町において制定する。 2. 町花、町木及び町歌については、新町において検討機関を設け、制定する。 3. 新町のシンボルマークについては、新町一体性の確保の点から、合併後速やかに制定する。		
	1. 町章	白石町	福富町	有明町
		 <p>「白(中央)石」の図案化で、破調美で表現し、右の翼状は町勢の飛躍発展を、円は町民の団結、融和を、色彩の赤は町民の真心と勤労精神を、紺は高潔を、白は平和を表したものの。</p> <p>昭和46年10月制定</p>	 <p>「カタカナの「フ」を9コ円形に並べ、中央に同じく「ト」を3コ円形に並べて「福富」を図案化したもので、この図案は、本町の調和ある発展を祈念している。</p> <p>昭和42年4月制定</p>	 <p>有明の「ア」を図案化したもので、有明海から登る太陽を表現し、躍進する有明町を象徴している。</p> <p>昭和47年12月制定</p>
	2. 町民憲章	白石町 なし	福富町 なし	有明町 昭和58年3月23日制定 恵み豊かな有明の海、歴史を秘めたる稲佐の山々にはぐくまれたわたしたちの町有明を、「緑あふれる明るい豊かな町」にするためにこの憲章を定めます。 1 私たちは、自然を愛し、清潔で明るく住みよい町づくりにつとめましょう。 1 私たちは、郷土の歴史に学び、教養を高めて文化豊かな町づくりにつとめましょう。 1 私たちは、あたたかい心のふれあいを大切に、助け合いの輪をひろげましょう。 1 私たちは、働くことによるこびをもち、力をあわせて産業の振興にげみましよう。
3. 町花・町木	白石町	福富町	有明町	
	町花：花しょうぶ (昭和60年度制定) 町木：金もくせい (昭和60年度制定)	町花：しょうぶ (昭和61年度制定) 町木：桜 (昭和61年度制定)	町花：花しょうぶ (昭和60年度制定) 町木：いちよう (昭和60年度制定)	



白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	宣言・表彰・名誉町民について No.1																							
調整内容	調整の具体的内容	1. 宣言及び表彰については、各町の趣旨を尊重しながら、内容の整理を行い、新町において調整する。 2. 名誉町民制度については、新町において制定する。 ただし、名誉町民については、すでにその称号を贈っていることから、各町の待遇及び特典等について経過措置を設ける。																								
	<b>1. 宣言</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">白石町</th> <th colspan="2">福富町</th> <th colspan="2">有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非核・平和の町宣言 (平成13年9月制定)</td> <td>健康づくり推進の町宣言 (昭和63年3月制定)</td> <td>非核・平和の町宣言 (平成13年12月制定)</td> <td>飲酒運転追放の町宣言 (昭和49年9月制定)</td> <td>非核・平和の町宣言 (平成13年9月20日制定)</td> <td>福祉のまちづくり宣言 (平成7年3月14日制定)</td> </tr> <tr> <td>「飲酒運転追放の町」宣言 (昭和51年12月制定)</td> <td>交通安全都市宣言 (昭和37年3月制定)</td> <td></td> <td></td> <td>振替納税の町宣言 (平成4年9月9日制定)</td> <td>暴走族追放宣言 (昭和57年9月14日制定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>交通安全宣言 (昭和43年12月21日制定)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			白石町		福富町		有明町		非核・平和の町宣言 (平成13年9月制定)	健康づくり推進の町宣言 (昭和63年3月制定)	非核・平和の町宣言 (平成13年12月制定)	飲酒運転追放の町宣言 (昭和49年9月制定)	非核・平和の町宣言 (平成13年9月20日制定)	福祉のまちづくり宣言 (平成7年3月14日制定)	「飲酒運転追放の町」宣言 (昭和51年12月制定)	交通安全都市宣言 (昭和37年3月制定)			振替納税の町宣言 (平成4年9月9日制定)	暴走族追放宣言 (昭和57年9月14日制定)					交通安全宣言 (昭和43年12月21日制定)
白石町		福富町		有明町																						
非核・平和の町宣言 (平成13年9月制定)	健康づくり推進の町宣言 (昭和63年3月制定)	非核・平和の町宣言 (平成13年12月制定)	飲酒運転追放の町宣言 (昭和49年9月制定)	非核・平和の町宣言 (平成13年9月20日制定)	福祉のまちづくり宣言 (平成7年3月14日制定)																					
「飲酒運転追放の町」宣言 (昭和51年12月制定)	交通安全都市宣言 (昭和37年3月制定)			振替納税の町宣言 (平成4年9月9日制定)	暴走族追放宣言 (昭和57年9月14日制定)																					
				交通安全宣言 (昭和43年12月21日制定)																						
<b>2. 表彰</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>白石町表彰規則</b>                      次に該当するものに対し町長がその功績を表彰する。                      地方自治の進展に貢献して功績の顕著なもの。                      教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に貢献し功績の顕著なもの。                      産業の開発振興に貢献し功績の顕著なもの。                      社会事業に貢献し功績の顕著なもの。                      民生の安定に貢献し功績の顕著なもの。                      保健衛生に貢献し功績の顕著なもの。                      納税貯蓄に貢献し功績の顕著なもの。                      風教の善導その他社会教化に貢献し功績の顕著なもの。                      治安の維持、人命救助その他水火災等の防護に挺身し、功績の顕著なもの。                      運輸交通に貢献し功績の顕著なもの。                      奇特の行為あり、又は篤行にして町民の模範とするに足るもの                      その他特に表彰することを適当と認めるもの                 </td> <td> <b>福富町表彰条例</b>                      (善行表彰)                      次の各号の一に該当する者は、善行者として表彰する。                      孝子、節婦、その他町民の模範となる者                      町民の公益のため多額の金品を寄附した者又は団体                      一般町民の模範となる行いをした者                 </td> <td> <b>有明町表彰規則</b>                      地方自治の発展、教育・学術・技芸・体育・文化の振興、産業の開発振興、社会事業、民生の安定、保健衛生、納税貯蓄、風教の善導・社会教化、に貢献しその功績顕著なもの                      治安の維持、人命救助、天災地変等の際、特殊功労があったもの                      有明町職員で永年勤続し勤務成績操行ともに良好                      事務処理の改善等に関し特に優秀な提案をしたもの                      奇特の行為があり又は篤行にして町民の模範とするにたるもの                      その他特に表彰することを適当と認めるもの                 </td> </tr> </tbody> </table>			白石町	福富町	有明町	<b>白石町表彰規則</b> 次に該当するものに対し町長がその功績を表彰する。 地方自治の進展に貢献して功績の顕著なもの。 教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に貢献し功績の顕著なもの。 産業の開発振興に貢献し功績の顕著なもの。 社会事業に貢献し功績の顕著なもの。 民生の安定に貢献し功績の顕著なもの。 保健衛生に貢献し功績の顕著なもの。 納税貯蓄に貢献し功績の顕著なもの。 風教の善導その他社会教化に貢献し功績の顕著なもの。 治安の維持、人命救助その他水火災等の防護に挺身し、功績の顕著なもの。 運輸交通に貢献し功績の顕著なもの。 奇特の行為あり、又は篤行にして町民の模範とするに足るもの その他特に表彰することを適当と認めるもの	<b>福富町表彰条例</b> (善行表彰) 次の各号の一に該当する者は、善行者として表彰する。 孝子、節婦、その他町民の模範となる者 町民の公益のため多額の金品を寄附した者又は団体 一般町民の模範となる行いをした者	<b>有明町表彰規則</b> 地方自治の発展、教育・学術・技芸・体育・文化の振興、産業の開発振興、社会事業、民生の安定、保健衛生、納税貯蓄、風教の善導・社会教化、に貢献しその功績顕著なもの 治安の維持、人命救助、天災地変等の際、特殊功労があったもの 有明町職員で永年勤続し勤務成績操行ともに良好 事務処理の改善等に関し特に優秀な提案をしたもの 奇特の行為があり又は篤行にして町民の模範とするにたるもの その他特に表彰することを適当と認めるもの																		
白石町	福富町	有明町																								
<b>白石町表彰規則</b> 次に該当するものに対し町長がその功績を表彰する。 地方自治の進展に貢献して功績の顕著なもの。 教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に貢献し功績の顕著なもの。 産業の開発振興に貢献し功績の顕著なもの。 社会事業に貢献し功績の顕著なもの。 民生の安定に貢献し功績の顕著なもの。 保健衛生に貢献し功績の顕著なもの。 納税貯蓄に貢献し功績の顕著なもの。 風教の善導その他社会教化に貢献し功績の顕著なもの。 治安の維持、人命救助その他水火災等の防護に挺身し、功績の顕著なもの。 運輸交通に貢献し功績の顕著なもの。 奇特の行為あり、又は篤行にして町民の模範とするに足るもの その他特に表彰することを適当と認めるもの	<b>福富町表彰条例</b> (善行表彰) 次の各号の一に該当する者は、善行者として表彰する。 孝子、節婦、その他町民の模範となる者 町民の公益のため多額の金品を寄附した者又は団体 一般町民の模範となる行いをした者	<b>有明町表彰規則</b> 地方自治の発展、教育・学術・技芸・体育・文化の振興、産業の開発振興、社会事業、民生の安定、保健衛生、納税貯蓄、風教の善導・社会教化、に貢献しその功績顕著なもの 治安の維持、人命救助、天災地変等の際、特殊功労があったもの 有明町職員で永年勤続し勤務成績操行ともに良好 事務処理の改善等に関し特に優秀な提案をしたもの 奇特の行為があり又は篤行にして町民の模範とするにたるもの その他特に表彰することを適当と認めるもの																								

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	宣言・表彰・名誉町民について No.2
調整内容	<b>3. 名誉町民</b>		
	<p style="text-align: center;">白石町 白石町名誉町民条例</p> <p>(称号を贈る条件) 本町住民の福祉の増進、産業、文化の進展その他町政発展のために貢献し、その業績が顕著で町民が深く尊敬し、感謝するに値する者</p> <p>(選定) 町長が議会の同意を得て決定する。</p> <p>(特典又は待遇) 名誉町民には、次の特典又は待遇を与える。 町の公の式典への参列 記念品及び一時金(100万円)を贈る。 死亡の時は、町葬を行い弔慰金(50万円)を贈る。</p>	<p style="text-align: center;">福富町 福富町名誉町民条例</p> <p>(称号を贈る条件) 町民又は町に縁故の深い者で公共の福祉の増進、学術、技芸その他広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で郷土の誇りとするもの</p> <p>(推挙) 町長が町議会の同意を得て推挙する。</p> <p>(顕彰) 名誉町民の称号を証する推挙状及び名誉町民章を贈るとともに、その業績を一般に公表する。</p> <p>(待遇) 町の公の式典への参列 死亡に際しては、弔辞、弔花、弔慰金を贈る。 その他町長が必要と認めた待遇</p>	<p style="text-align: center;">有明町 有明町名誉町民条例</p> <p>(条件) 公共福祉の増進又は文化の進展に貢献しその功績卓絶で世の敬仰を受けた本町住民又は本町縁故の深い者</p> <p>(選定) 町長が議会の同意を得て決定する。</p> <p>(特典又は待遇) 町の公の式典への参加 本人の生活に対する便宜の供与 死亡の際の弔詞、弔花及び弔慰金 死亡の際の功績碑</p>